

総会

配布：一般

2018年10月8日

原文：英語

人権理事会

第39会期

2018年9月10日－28日

議事日程議題4

2018年9月28日に人権理事会により採択された決議

39/15. シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章の諸目的および諸原則に基づき、

シリア・アラブ共和国に関するその従前の諸決議を再確認し、

シリア・アラブ共和国の、主権、独立、統一および領土保全に対するその強い公約をまた再確認し、

シリア当局が、シリアの人々を保護する主要な責任を果たすことを要求し、

シリア・アラブ共和国の至る所の人権の深刻な状況を非難し、

国際人道法に違反した無差別にまたは故意に文民を標的とすることをまた非難し、そして文民および学校などの民用物並びに医療施設に対する害を避けそしていづれにしても最小化する

ためにあらゆる実行可能な警戒をする紛争の全ての当事者の義務を、そして飲料水施設、援助物資および食糧を含む、一般住民の生存に欠くことができない物を攻撃すること、取り除くこと、破壊することまたは役に立たなくすることについての禁止を、想起し、

暴力に対して最も脆弱な中に残っている、女性、子どもおよび国内避難民の状況に深い懸念を表明し、

シリア・アラブ共和国における現在の紛争に対する唯一の持続可能な解決策は、あらゆる取組や意思決定における女性の平等な声と十分なまた有意義な参加を得たものを含めて、国際連合の後援のもとでの、また信頼に足る、包括的なそして無宗派の統治を確立することとこの目的に向けたシリア担当事務総長特使の取組である支援することを目的とした、2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケと2013年9月23日の2118(2013)および2015年12月18日の2254(2015)の安全保障理事会諸決議に従った、包括的な、シリア人主導のそしてシリア人が所有する政治プロセスを通してであることをくり返し表明し、

2016年12月31日の安全保障理事会決議2336(2016)を想起し、そしてイドリブの段階的縮小地区を尊重する緊急の必要性を強調し、イドリブ段階的縮小地区における状況の安定に関するトルコとロシア連邦による覚書の署名を認め、包括的な国全体の停戦の必要性を強調し、そして人道的アクセスは、そのような取組の一部でなければならないことをまた強調し、

国際人道法に適合してまた2014年7月14日の2165(2014)、2016年2月26日の2268(2016)および2018年2月24日2401(2018)の諸決議を含む、関連する安全保障理事会諸決議に従って、シリアの全ての紛争当事者は、直ぐのまた妨害のない人道援助の提供を可能とすることをまた想起し、そして人道的アクセスの恣意的な拒否、食糧援助や救命医療用品などの援助物資を意図的に妨害することを含めて、自らの生存に不可欠な物を文民から奪うことは、国際人道法の違反を構成する可能性があることを強調し、

文民および学校や教育施設、文化遺産そして礼拝の場所などの民用物に対する、並びに医療施設、患者や要員に対する意図的な攻撃は、戦争犯罪を構成する可能性があることを更に想起し、

人道に対する罪および戦争犯罪が、シリア・アラブ共和国において犯されてきたかもしれないという事務総長と国際連合人権高等弁務官により為された声明を想起し、

化学兵器の使用が、国際法の重大な違反を構成することを再確認し、化学兵器のどのような使用にも責任を有する全ての者は、責任を問われなければならないことをくり返し表明し、化学兵器禁止機関・国際連合同調査メカニズムの職務権限が更新されなかったことを憂慮し、そして同機関が、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の実行者を特定するための取極めを導入することを歓迎し、

小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、紛争を煽りそして人権の享受に悪く影響することを念頭に置きつつ、

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の調査結果¹に最も深い懸念を表明し、そして同調査委員会とのシリア当局による協力が無いことを憂慮し、

深刻な危険にもかかわらず、国際人権法の違反と侵害および国際人道法の違反を文書に詳細に記録するためシリア・アラブ共和国において活動している人権擁護者の現行の取組を認め、

1. シリア・アラブ共和国における紛争が、一般住民に対するその破壊的影響とともに8年間続いていることを憂慮し、そして紛争の全ての当事者に対し、人権、安全および人道状況の更なる悪化の原因となる可能性のある何らかの行動を直ちに控えることを促す。

2. 紛争の全ての当事者および加盟国、特に国際シリア支援グループの加盟国に対し、紛争に対する永続的な政治的解決策だけが、国際人権法の組織的な、広範なまた甚だしい違反と侵害並びに国際人道法違反に終わりをもたらすことができるとして、ジュネーブの国際連合事務所の支援を得て、シリア紛争に対する政治的解決のための継続した交渉を支援する、包括的な全国的停戦を含む、条件を創造する自らの取組を更新することを求める。

3. 事実と証拠を確立するためまた人道に対する罪について責任を有する可能性のある者を

¹ A/HRC/39/65.

含む、侵害と違反のあらゆる実行者が責任を問われることを確保するための取組を支援するため、シリア・アラブ共和国における 2011 年 3 月以降の国際人権法の違反および侵害のあらゆる申し立てを調査することにより将来の責任追及努力を支援することにおいて、2011 年 8 月 23 日の人権理事会決議 S-17/1 において同理事会により設立された、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会により果たされた活動と重要な役割を歓迎する。

4. シリア当局が、シリア・アラブ共和国全土への直ぐの、十分なまた拘束を受けないアクセスを、事実調査委員会に認めることにより、人権理事会および同委員会と十分に協力することを求める。

5. シリア当局および外国人テロ戦闘員並びにシリア当局のために戦っている外国組織の者を含む、協力関係にある民兵による継続した組織的な、広範なそして人権の甚だしい違反や侵害並びに国際人道法のあらゆる違反を含む、紛争の全ての当事者により犯された国際人権法のあらゆる違反や侵害および国際人道法のあらゆる違反を強く非難し、そして彼らの関与が、同地域に重大な悪い影響を有している、人権および人道状況を含む、シリア・アラブ共和国における悪化している状況を更に悪化させることに深い懸念を表明する。

6. 禁止された武器弾薬のシリア当局による継続的使用、住民密集地区における重火器、樽爆弾、空爆、焼夷性兵器、弾道ミサイルおよびクラスター爆弾の無差別使用、並びに戦争の手段としての一般住民に対して向けられた飢餓や包囲作戦の使用をまた強く非難し、そして増加している暴力や空からの攻撃が、文民の中の死や負傷の原因となり続けている、イドリブにおける特別な懸念状況を強調する。

7. 文民の中の更なる死や負傷および民用物に対する損害を防止し並びに人道的大惨事の可能性を避けるため、イドリブにおける暴力の直ぐの停止と段階的縮小地区の尊重を促す。

8. 医療および保健要員、最初に対応する人、彼らの移動手段と装備、並びに病院およびその他の医療施設に対するあらゆる攻撃を強く非難し、そしてシリア・アラブ共和国における住民と保健医療システムに対するそのような攻撃の長期の結果を憂慮する。

9. 調査委員会により報告されたように、学校などの民用物に対する攻撃、学校、治療、教育および人道的援助に対するそのアクセスを含む、子どもの権利と福祉に関する現行の紛争の悪影響を強く非難し、適用可能な場合、国際人権法の違反と侵害並びに国際人道法の違反を非難し、そして、彼らの生活と福祉に対する人道的アクセスの拒否の影響を、とりわけ、憂慮する。

10. 紛争の全ての当事者に対し、国際人権法と国際人道法の下での各々の義務を遵守することを促し、そして全ての当事者、特にシリア当局とその国家のまた非国家の盟友が、一般住民および学校などの民用物に対する、並びに医療部隊、要員、患者および輸送並びに人道援助に関与している要員に対する攻撃を実行することを慎むことを要求する。

11. 東部ゲータの包囲された地区を奪い返すことにおいて用いられた戦術が、戦争犯罪および人道に対する罪に相当するという調査委員会の調査結果に深い懸念を表明する。

12. シリア当局の支配下に最近なった地区における人権状況と人道的アクセスについて深い懸念を更に表明し、そして彼らと彼らの盟友に対し、人道的アクセスと国際人権法および国際人道法に対する尊重を確保することを促す。

13. 女性、女兒、男性および男児に対する性的やジェンダーに基づく暴力が、2011年の暴動以来シリア・アラブ共和国において存在し続けている問題となっているというまた女性と女兒が、多様な理由で過剰に影響を受けまた被害を受けてきているという調査委員会の調査結果に心の底からの懸念を表明する。

14. 人道に対する罪に相当している、一般住民に対して向けられた広範なまた組織的な攻撃の一部を構成する、また、2012年2月の後で、これらの行為は、レイプや拷問および個人の尊厳に対する非道な行為を含む、その他の形態の性的暴力の戦争犯罪を構成する、性的およびジェンダーに基づく暴力のそのような行為が、シリア当局および協力的な民兵により、並びにいわゆるイランおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）により、最も一般的に犯されたという調査委員会の調査結果に留意する。

15. そのような性的およびジェンダーに基づく暴力のあらゆる行為を強く非難し、そのよう

な犯罪の被害者に対して提供されることになる直ぐの医療のまた心理社会的支援をまたそのような犯罪の結果として苦しんだ者に対する正義を確保するために為されることになるあらゆる取組を求め、そして紛争の全ての当事者に対し、調査委員会により為された勧告に注意を払うことを促す。

16. その中で調査委員会が、特にシリア当局と協力関係にある民兵による、数万の個人の恣意的な拘束が、人権保護の緊急かつ大規模の危機を表していることを同委員会が強調した、調査委員会の最近の出版物、*シリア・アラブ共和国における拘束：今後の方向* に留意する。

17. トルコ、ロシア連邦およびイラン・イスラム共和国並びに国際連合で構成する、拘束者/拉致者の解放、遺体の引き渡しおよび行方不明者の特定に関する作業部会の機能の開始に留意し、この問題に関する今後の具体的措置の必要性を強調し、そして紛争の全ての当事者が、適用可能な場合、国際人道法および国際人権法の下での自らの義務を遵守しなければならないことをくり返し表明する。

18. 強制失踪の継続した広範な実践、恣意的な拘束および 2014 年 1 月のその報告書において同委員会により挙げられた行為および「シーザー」により示された証拠において叙述されたものを含む、特にシリア当局により運営されている収容施設における性的暴力、拷問並びに虐待の使用を強く非難し、そしてそのような行為は、国際人権法に違反および侵害または国際人道法の違反を構成する可能性があることに留意する。

19. 拷問および性的虐待や暴力を含む、虐待が、その犠牲者やその家族に対して引き起こした一生残る傷を認識し、そしてあらゆる刑務所や収容施設における医療サービスの拒否を非難する。

20. とりわけメッセ空港収容施設および軍事治安部門 215、227、235、248 および 291 におけるシリア軍事諜報施設における収容者の報道された殺害、およびティシュリーンとハラシュタを含む、軍事病院における収容者の報道された殺害を強く非難し、そして体制がサイドナヤ刑務所における収監者の大量殺害を隠すため火葬場を使用したという報告に深い懸念を表明する。

21. シリア当局および紛争のその他の全ての当事者に対し、2014年2月22日の2139(2014)および2254(2015)の安保理諸決議の効果的な実施を確保すること、とりわけシリア・アラブ共和国における、特に、刑務所および収容施設における恣意的な拘束、拷問および性的なまたジェンダーに基づく暴力を並びに安保理決議2139(2014)において安保理によりまた調査委員会の勧告において同委員会により要求されたように、誘拐、拉致および強制失踪を終わらせることを求める。

22. 全ての当事者に対し、調査委員会による収容者の問題に関する最近の勧告²、とりわけ適切な国際的な監視機関が、全ての収容者と収容施設に対する不当な制限のない直ぐのアクセスを許されることを求める求め、また全ての当事者、とりわけシリア当局に対して、あらゆる収容施設の一覧表を公表することを、全ての収容者に対して医療サービスへのアクセスを許すことをそして収容されていた者に関する情報をその家族に提供することを求める求めを重んじることを促す。

23. 調査委員会報告書、シリア・アラブ共和国での拘束における見えない、常軌を逸した、死における調査委員会の調査結果を重大な懸念をもって想起し、国際人権法と国際人道法の組織的な違反の更なる兆候を提供している、シリア当局による収容された個人の死亡通知の最近の問題をこれに関連して留意し、シリア当局に対し、その運命が明らかになった人の遺物を家族に提供することを、現在拘束されているかまたは行方がわからない全ての者の暮らしと権利を保護するため直ぐにあらゆる適切な措置を講じることをそして行方不明のままであるかまたは依然として拘留中の者の運命を明らかにすることを促す。

24. 女性、子ども、年長者、障がい者、人権擁護者、人道援助提供者、医療要員、傷者および病者、並びにジャーナリストを含む、恣意的に収容された全ての人の直ぐの解放を要求する。

25. シリア・アラブ共和国における住民の報道された強制移送を非難し、シリア・アラブ共和国全土の地区における社会および人口統計学工学報告書に深い懸念を表明し、そして関係する全ての当事者に対し、戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のある何らかの活動を含む、これらの行動の原因となるあらゆる活動を直ちに止めることを求める。

² A/HRC/37/72.

26. シリア・アラブ共和国中の 650 万人の国内避難民の状況に深い懸念を表明し、調査委員会の最新の報告書¹をこれに関連して懸念をもって留意し、そして全ての当事者に対し、この問題に関するその勧告に留意することまた文民の何らかのどのような避難や移動も、適用可能な場合、国際人道法と国際人権法に適合していることを確保することを促す。

27. 自らの財産を請求するまた現場の状況がそれを許す場合に、安全に、自発的にそして尊厳あるやり方で故郷に戻る、紛争により避難させられたシリア人の権利に著しい有害な影響を有している国内法令、とりわけ法 10/2018 号の存在および適用を憂慮し、そしてその直ぐの廃止を求める。

28. 全ての当事者に対し、帰還の権利が十分に尊重されそしてあらゆる帰還の動きが、自発的で、安全でまた尊厳がありそしてもともとの場所の通知された情報を条件としてそしてあらゆる財産と借地権を保護することを確保することにより促進されることを確保することに関する調査委員会の最近の勧告に留意することを促す。

29. 自らの宗教的または種族的所属に基づく全ての人々に対する暴力を強く非難し、全ての当事者が、種族的、宗教的そして宗派の共同体の構成員を含む、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じることを要求し、そして、シリア住民を守る主要な責任が、シリア当局にあることを、これに関連して、強調する。

30. シリア・アラブ共和国における文化遺産の、とりわけパルミラとアレppoの文化遺産の被害と破壊を、そして 2015 年 2 月 12 日の安保理決議 2199 (2015) において安全保障理事会により示されたように、シリアの文化的財産の組織的盗掘および取引をまた強く非難し、歴史的記念碑に対して意図的に向けられた攻撃は、戦争犯罪を構成する可能性があることを確認し、そしてそのような犯罪の実行者を訴追する必要性を強調する。

31. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国 (ダーシュ)、アル・ヌスラ戦線並びに安全保障理事会により指定されたその他のテロ組織により文民に対して犯されたテロ行為と暴力並びに国際人権法の彼らの継続した甚だしい、組織的なまた広範な侵害および国際人道法の違反

を更に強く非難し、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）の行動を含む、テロリズムは、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを確認し、そして2014年8月15日の安全保障理事会決議2170（2014）の完全実施の重要性を強調する。

32. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）により人質として取られた、女性と子どもを含む、文民の文書化された事例について深い懸念を表明し、その直ぐの解放を求め、そして人質拘束が、戦争犯罪を構成する可能性があることに留意する。

33. 化学兵器禁止条約および安全保障理事会決議2118（2013）の下でのその義務に違反した、シリア当局による化学兵器の継続した使用、並びにそのような使用に対する国際的に十分に確立された基準と規範に違反した化学兵器のあらゆる使用を可能な限り強い文言で非難し、そして化学兵器禁止条約の締約国会議の第4回特別会期において2018年6月27日に為された決定をこれに関連して歓迎しまたこれらの化学兵器の出所に潜在的に関連する全ての情報を特定することまた報告することによりシリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の実行者を特定する取極めを導入している化学兵器禁止機関の技術事務局に期待する。

34. その中で四つの出来事に関する化学兵器の使用についてシリア当局が責任を有することを、またいわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）が、2014年と2017年間の化学兵器の攻撃について責任を有することを認めた、化学兵器禁止機関・国際連合同調査メカニズムの関連する報告を想起する。

35. サリンと塩素が、2017年3月24日と25日のラタミナにおける攻撃に使われた可能性が非常に高く、また塩素が、2018年2月4日のサラークブにおける攻撃に使われた可能性があったという化学兵器禁止機関の事実調査ミッションによる調査結果に深刻な懸念を表明する。

36. 2018年4月7日のドーマにおける報道された化学兵器の攻撃に深刻な懸念をまた表明し、そして同攻撃に関する化学兵器禁止機関の事実調査ミッションの最終的な調査結果に期待する。

37. その最新の報告書¹において、調査委員会が、莫大な証拠の集積は、塩素が、ヘリコプターにより住居用ビルに投下されたことを示唆していることをまた同委員会が、2018年4月のドーマにおいて少なくとも49名の死とその他最大650名の負傷者に関する情報を得ていたことを述べていることを、そして、2018年1月22日と2月1日のドーマにおける一連の地上攻撃においてシリア当局および/または協力関係にある民兵は、化学兵器の使用に関する同委員会により以前文書化されたパターンに続いて、禁止された兵器の使用という戦争犯罪を犯してきたという同じ報告書における同委員会の調査結果に深刻な懸念を更に表明する。

38. その中でシリアの化学兵器プログラムに関してシリア当局が行った宣言が、化学兵器禁止条約に従って、正確でまた完了したことを検証することができなかったことを報告した、2016年7月、2017年3月、2017年7月、2017年10月、2018年3月および2018年7月の化学兵器禁止機関の技術事務局の報告書に深刻な懸念を表明し、そしてシリア・アラブ共和国に対し、同宣言に関して残っている格差、矛盾および食い違いに関した更なる説明を提供するため同機関と十分に協力することを求める。

39. 全ての当事者が、シリア・アラブ共和国において化学兵器のどのような使用も直ちに思いとどまることを要求し、化学兵器の使用について責任を有する者は、責任を問われなければならないというその強い信念を表明しそして化学兵器の拡散または使用について責任を有する全ての者の責任追及を支援する化学兵器の使用についての刑事責任の免除に反対する国際パートナーシップの目標と公約に対するこれに関連した支援を表明する。

40. 国際法の甚だしい違反と侵害に対する正義、和解、真理および責任追及を実現するための適切な過程とメカニズム並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を確立することの重要性、を再確認し、そして責任追及が紛争に対する持続可能な、包括的なそして平和的な終わりを成し遂げるためのどのような努力においてでも果たすことができる欠くことができない役割を強調する。

41. 国際刑事裁判所は、国家が捜査または起訴を誠実に実行する意思がないかまたはできない国家における、適用可能な犯罪に対する刑事責任の免除を終わらせるのを助けるために設立されたことを想起する。

42. 国際人道法の違反または国際人権法の違反や侵害について責任を有する全ての者が、適切な、公正なまた独立した国の、地域のまたは国際的な刑事司法メカニズムを通して責任を問われることを確保する必要性を強調し、そして国際刑事裁判所が、これに関連して果たすことができる重要な役割に留意すると同時に、この目標に向けた現実的な措置を追求する必要性を強調する。

43. 2016年12月21日の決議71/248において総会により命じられたように、2011年3月以来シリア・アラブ共和国において犯された国際法の下での最も重大な犯罪について責任を有する者の調査と起訴において支援する国際的な、公平なそして独立したメカニズムの活動を、事実調査委員会とシリアの市民社会とのメカニズムの緊密な協力で、犠牲者の声が聞かれ、犯罪のどのような証拠でも集められそして刑事訴追が進んでことを含めて、歓迎する。

44. 加盟国に対し、シリア・アラブ共和国において犯された国際法の下での最も重大な犯罪に関する情報やデータの提供を考慮することによるものを含めて、国際的な、公平なそして独立したメカニズムを積極的に支援することをまたその機能に対する適切な、多年度の、財政的手段を提供することを招請する。

45. シリア・アラブ共和国における深刻な人道状況を憂慮しそしてその必要性が特に深刻でそして十分な、直ぐのまた安全な人道援助を必要としている、同国の辺鄙な地区に住んでいるほぼ150万のシリア人の窮状に深い懸念を表明する。

46. 食糧、医療援助および重要な必需品を奪った絶望的な住民に届けることを意図した医療援助および援助物資を含む、国際連合が承認した輸送部隊からシリア当局が人道援助を除き去ったことを強く非難する。

47. 国際連合と人道関係者の完全な、直ぐのそして安全なアクセスを、シリア当局が促進し、そして紛争のその他の全ての当事者が、邪魔しないことを、そして関連する安全保障理事会諸決議に従って、人道援助の提供が、辺鄙な地区におけるものを含めて、必要としている全ての者に届くことを、彼らが確保することを要求し、そして加盟国に対し、国際連合アピールに十分に資

金提供することを求める。

48. シリア・アラブ共和国における暴力を逃れている同地域における 560 万以上の難民に深い懸念を表明し、シリア難民を受け入れる近隣諸国、トルコ、レバノン、ヨルダンおよびイラクの、並びにエジプトの、取組を歓迎し、これらの諸国における大規模な難民住民の存在の社会経済的結果を認めそして責任と負担分担の原則を強調すると同時に、国際社会に対し、女性と女兒の特別な必要性を含む、シリア難民の増加している人道的必要性に対応することを受入諸国に可能にするため緊急の財政的支援を提供することを促す。

49. シリア難民を支援しそして受け入れるための措置と政策を導入した地域以外の国家に留意し、それらに対し、より多く行うことを奨励し、そしてまた同地域以外のその他の国家に対し、シリア難民に保護と人道援助を提供する目的でまた、同様の措置と政策を実施することを考慮することを奨励する。

50. シリアの人々を支援することに関する関連する国際会議、特に 2018 年 4 月 24 日と 25 日にブリュッセルにおいて欧州連合により主催された「シリアと同地域の未来を支援すること」と表題のついた第二回会議、を歓迎する。

51. シリア・アラブ共和国における紛争に対して政治的解決だけがあることを再確認し、全ての当事者が、ジュネーブにおける、国際連合主導のシリア内会談の枠組の範囲内でそして意思決定におけるまた 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 (2000) と女性、平和および安全に関するその後の諸決議に適合したあらゆる取組において女性の平等な声と完全なまた有意義な指導力や参加を得て、その中で全ての国民が、ジェンダー、宗教または種族性に関わらず、平等な保護を受ける、市民の、民主的なそして多民族の国家を求めるシリア国民の合法的な願望を満たす、ジュネーブ・コミュニケと安全保障理事会決議 2254 (2015) に基づく正真正銘の政治的移行に向けて活動することを要求し、そしてこの過程における市民社会の包摂を歓迎する。

52. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

2018年9月28日

[賛成 27、反対 4、棄権 16 の記録投票により採択された。投票は以下の通り：

賛成：

オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コートジボワール、クロアチア、エクアドル、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、日本、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、大韓民国、ルワンダ、サウジアラビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、トーゴ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国

反対：

ブルンジ、中国、キューバ、ベネズエラ（ボリビア共和国）

棄権：

アフガニスタン、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、イラク、ケニヤ、キルギス、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、南アフリカ、チュニジア]